

---

令和4年度 横浜市高齢者施設新規入所者  
PCR検査費等助成事業  
医療機関向け 実施の手引

---

横浜市健康福祉局

令和4年4月1日版

＜本事業に関する問い合わせ先＞

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

電話：045（671）3412 ※平日 8時45分～17時15分（土日・祝日を除く）

E-mail：kf-koreikenko@city.yokohama.jp

令和4年度 横浜市高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業  
医療機関向け 実施の手引

---

目次

- 1 事業概要
  - 2 申込みから受検までの流れ
  - 3 検査結果が陽性の場合の対応について
  - 4 検査をする場合の留意事項
- 

## 1 事業概要

### (1) はじめに

高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化のリスクが高く、感染した場合には、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性があります。

特に高齢者施設では、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きくなることから、新規で高齢者施設へ入所を予定している者のうち、本人が検査を希望する場合に、検査にかかる費用を助成するため「横浜市高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業」（以下「本事業」という。）をPCR検査の実施が可能な検査医療機関等に検査を委託して実施します。

### (2) 検査の対象者

下記①～④すべて満たす方のうち検査を希望する方が対象となります。

- ①本市に在住している65歳以上の高齢者
  - ②現在、在宅で生活し、今後、横浜市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームへ入所またはショートステイサービスを利用する者
  - ③検査医療機関等が準備する環境で受検が可能な者
  - ④新型コロナウイルス感染症の感染を疑う発熱等の症状のない者
- ※ 濃厚接触者等で、保健所の指導による検査や、医師が患者の診療のために必要と認めるために実施され、健康保険が適用となる検査については本事業の対象とはなりません。
- ※ 本事業は、入所予定者ご本人が受検を希望する場合に、検査にかかる費用を助成するものであり、希望されない場合は助成の対象とはなりません。

### (3) 検査の回数

本事業によって受検できる検査は、原則、1人当たり1回です。

※ 行政検査、保険適用の検査は回数に含みません

### (4) 検査方法

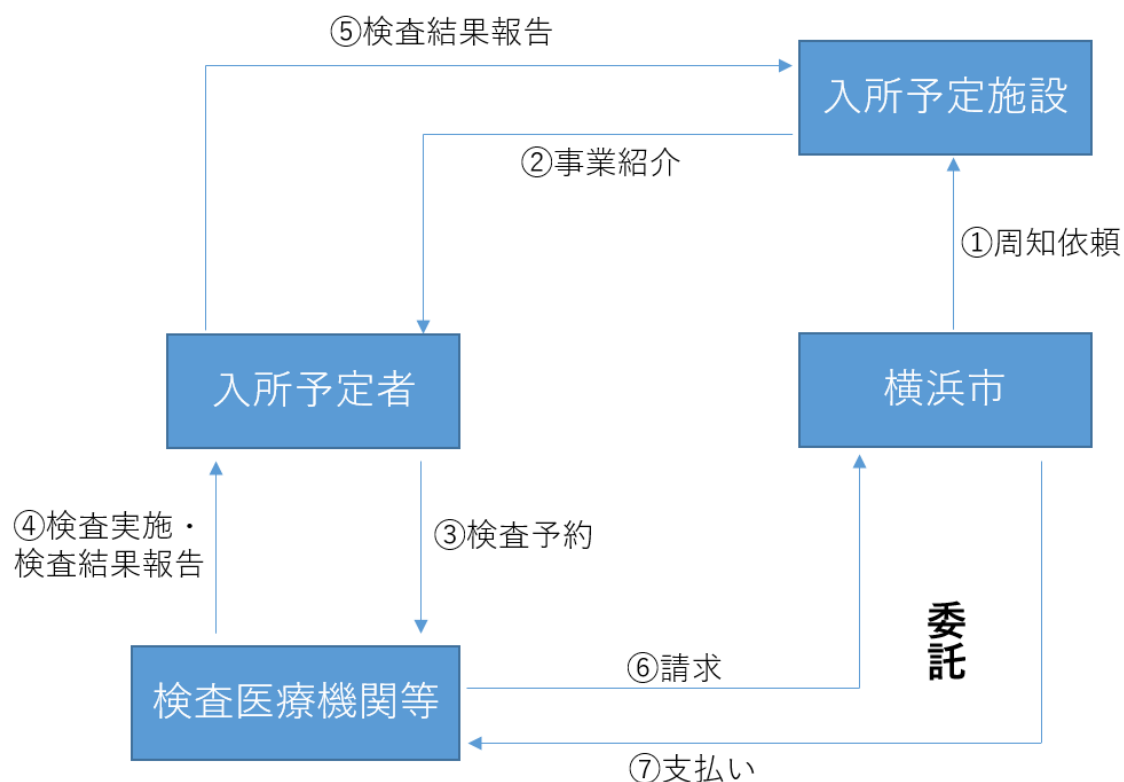
PCR検査（鼻咽頭ぬぐい液または唾液）。

※厚生労働省の承認による（NEAR法、Smart Amp法、LAMP法、TMA法など）

## (5) 検査医療機関等一覧の公表

検査医療機関等の一覧については、市内高齢者施設及び検査を希望する高齢者にのみ公表します。（ホームページには掲載しません。）

## 2 申込みから受検までの流れ



①横浜市は、入所予定施設へ本事業の周知を依頼します。

②入所予定施設は、入所予定者へ本事業を紹介します。

入所予定者が受検を希望し「検査申込書」に記載されている内容すべてに同意をした場合、入所予定施設は、入所予定者ご本人やご家族等へ「検査医療機関等一覧」の中から「検査医療機関等」を紹介します。

③入所予定者またはご家族等が、PCR 検査の予約を行います。

※予約をキャンセルまたは変更する場合は、入所予定者ご本人等が、予約した検査医療機関等へ連絡します。

④検査医療機関等は、PCR 検査を実施し、「検査申込書」の必須事項（検査医療機関名、検査実施者氏名、検査日、検査検体）をみれなく記載します。

検査結果は、陽性・陰性にかかわらず、検査医療機関等から電話等により入所予定者（またはご家族等）に伝えてください。

⑤入所予定者は、入所予定施設へ検査結果を報告します。

⑥検査医療機関等は、「PCR検査実績報告書兼委託料請求書」に「検査申込書」を添付して請

求します。

⑦横浜市は、請求書に基づき、指定金融機関を通じて委託料を支払います。

### 3 検査結果が陽性の場合の対応について

陽性の場合の確定診断については、本事業の対象としません。改めて医療機関を受診していただくよう、受検者に伝えてください。

### 4 検査をする場合の留意事項

#### (1) 実績報告・請求について

PCR検査実績報告書兼委託料請求書（様式2）に検査申込書（様式1）を添付し、横浜市に検査月の翌月10日までに提出します。

#### (2) 検査の実施場所

検査対象者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない高齢者であることから、不安を与えないことを配慮しつつ、感染症拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する者とは動線を分けた検査体制を確保してください。